

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 1 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項第 1 7 号中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同項第 1 8 号中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改め、同項第 1 9 号中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改め、同項第 2 0 号中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。